

武蔵村山市立温泉施設在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵村山市立温泉施設（以下「温泉施設」という。）の現状を分析し、及び将来の在り方について検討するため、武蔵村山市立温泉施設在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、温泉施設について、施設維持管理、施設修繕、施設改修、観光施策等の多角的な視点から現状分析を行い、存続、廃止を含めた温泉施設の将来の在り方を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員6人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 市内商工業関係者 1人
- (3) 市内農業関係者 1人
- (4) 市内観光業関係者 1人
- (5) 市内金融機関関係者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、協働推進部産業観光課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。